

平成29年第2回教育委員会定例会
(1月31日開会)

台東区教育委員会

○日 時 平成29年1月31日(火) 午後2時19分から午後4時16分

○場 所 教育委員会室

○出席委員

教 育 長	矢 下 薫
教育長職務代理者	末 廣 照 純
委 員	樋 口 清 秀
委 員	高 森 大 乗
委 員	垣 内 恵美子

○説明のために出席した事務局職員

事 務 局 次 長	神 部 忠 夫
庶 務 課 長	岡 田 和 平
学 務 課 長	前 田 幹 生
児 童 保 育 課 長	上 野 守 代
放課後対策担当課長	柴 崎 次 郎
指 導 課 長	屋 代 弘 一
教育改革担当課長 (兼 教育支援館長)	小 柴 憲 一
生涯学習課長	小 川 信 彦
スポーツ振興課長	廣 部 正 明
中央図書館長	齊 藤 明 美
事務局副参事	山 田 安 宏

○日 程

日程第1 議案審議

第2号議案 東京都台東区学校職員服務取扱規程の一部改正について

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 児童保育課

ア 平成29年度保育施設設備について

イ 保育所等賃借料補助事業について

ウ 根岸定期利用保育室の開設及び運営事業者の選定結果について

(2) 放課後対策担当

- エ 松が谷こどもクラブ・松が谷児童館の大規模改修期間中の運営について
- オ こどもクラブ委託事業者の選定実施について
- カ 放課後子供教室モデル実施の検証について
- キ 今後の放課後対策の方針策定について

(3) 生涯学習課

- ク 「台東区生涯学習推進プラン」(最終案)について

(4) スポーツ振興課

- ケ 「台東区スポーツ振興基本計画」(最終案)について

2 報告事項

(1) 庶務課

- ア 平成29年度教育委員会及び連合校園長会の日程について
- イ 「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について
- ウ 後援名義の使用について

(2) 庶務課(事務局副参事)

- エ 蔵前小学校改築の進捗状況について

(3) 学務課

- オ 平成28年度小児生活習慣病予防健診の実施結果について

(4) 指導課

- カ 台東区優秀教員・優秀団体奨励について

(5) 教育支援館

- キ スクールソーシャルワーカーの活動状況について

3 その他

午後2時19分 開会

○矢下教育長 ただいまから、平成29年第2回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、垣内委員にお願いいたします。

それでは、会議に入ります。この際、あらかじめ会議時間の延長をいたしておきます。

それでは、ここで傍聴についてお諮りいたします。

本日の教育委員会に提出される傍聴願については、これより許可いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 これにご異議ございませんので、傍聴については許可いたします。

〈日程第1 議案審議〉

第2号議案

○矢下教育長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。

議案の提案理由及び概要について、説明をお願いいたします。

まず、第2号議案を議題といたします。

指導課長、説明をお願いします。

○指導課長 第2号議案、東京都台東区学校職員服務取扱規程の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、以下障害者差別解消法と申し上げます。第7条が執行されたことに伴う規定の整備を図るため提出するものでございます。

はじめに、障害者差別解消法について、概要をご説明いたします。

この法律は、障害を理由とする差別を解消するための基本的な事項を定めるものであり、第7条では行政機関における障害を理由とする差別の禁止及び社会的障壁除去の実施についての配慮部分について定められています。

それでは、改正内容についてご説明いたします。

資料の2枚目、新旧対照表をご覧ください。

第10条の次に第10条の2を新設し、第1項では、学校職員の服務事項として、障害を理由とする差別の禁止を定め、第2項で、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合、学校職員はそのために必要かつ合理的な配慮をしなければならない旨を定めたものでございます。

また、今回の規定整備を機に、第14条の下線部の表記を東京都における関連規定等と合わせるため文言を修正するものでございます。

この訓令は、平成29年2月1日から執行するものでございます。

以上、本案につきまして、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決いたします。

本案については原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、第2号議案については原案どおり決定いたしました。

〈日程第2 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 児童保育課 アイウ

○矢下教育長 次に、日程第二 教育長報告に入ります。

まず、協議事項を議題といたします。

事務局各課ごとに説明をお願いします。

○矢下教育長 はじめに、児童保育課のアからウについて、児童保育課長、説明をお願いします。

○児童保育課長 それでは、資料1をご覧ください。平成29年度保育施設整備についてご説明いたします。

29年度末までに待機児童解消を目指して、平成27年3月に「台東区次世代育成支援計画」を策定し、ニーズ調査に基づいた推計で教育・保育の確保数を設定しております。計画に基づいた施設整備を進める一方で、待機児童数は年々増加をし、28年4月には240人となったことを受け、28年6月に「平成28年度保育緊急確保策」を策定し、誘致時期の前倒しや整備数の追加を行ってまいりました。

29年4月の入所申請者数は、前年度より増加をしており、引き続き施設不足が想定されることから、待機児童解消に向けて、30年4月に開設する施設の整備を行ってまいります。

項番1、整備目標でございます。保育必要量をこれまでの保育所等の申請状況から推計し、就学前人口が最も大きくなる平成32年度の人口の45%を目標として、32年4月までに新たに611名分の確保をする必要があると考えてございます。そこで、表のとおり整備目標を掲げ、30年4月までに整備をするものでございます。

項番2、整備予定数については次のとおりでございます。詳細については、裏面の一覧をご覧ください。整備施設一覧でございます。

まず、認可保育所につきましては、既に教育委員会にもご報告しました、鳥越2丁目、根岸4丁目で事業者が既に決定しておりますものを含み、今後、事業者の公募を行います施設が3カ所、また、認証保育所から認可保育所を目指すものが1カ所、新たに分園を新設したいというご要望のものを合わせてございます。

また、小規模保育事業所につきましては、事業者の公募により2施設を計画しております。これで合計460人でございます。

残り190人分につきましては、下の表でございます。台東区が設置する認可外保育施設で整備をしていきたいと考えてございます。

土地につきましては、緊急保育室についてはまだ未定でございますが、できるだけ早期に決定をし、進めてまいりたいと考えてございます。

また、定期利用保育室については、この後、報告をさせていただきます根岸五丁目の保育室について定員見直しを図ってまいりたいと、そのように考えてございます。

表にお戻りください。

項番3、スケジュールでございます。運営事業者の公募日程につきましては、次のとおりで、今年度3月上旬に公募を開始し、5月に選定委員会を開催し、6月までには事業者を公表してまいりたい、そのように考えてございます。

裏面の(2)でございます。新築等をする物件につきましては、現在、工事の状況に入っているものも既にごございます。30年1月までの竣工を目指しまして、30年2月に現地確認をした後、30年4月の開所を目指してまいります。

こちらの整備につきましては、説明は以上でございます。

続きまして、資料2でございます。保育所等賃借料補助事業についてでございます。

項番1、事業目的でございます。本事業は賃貸物件を活用した保育所等に係る公定価格等の賃借料加算の額が、実勢価格と乖離している状況を踏まえ、その一部を補助することにより保育所等の整備を促進するとともに、開設後の運営の安定化を図るものでございます。

項番2、事業の概要でございます。

(1)この事業の対象は、表に記載の開設後5年以内の施設及び事業でございます。なお、この事業は待機児童解消に向けた緊急的な対策であるため、32年度までに開設する施設及び事業を対象としております。

(2)対象経費は、開設後の賃借料支出額から公定価格等に含まれる賃借料加算額を差し引いた金額となります。なお、賃借料支出額につきましては表に記載のとおり、上限額を設定いたします。

(3)補助率につきましては、対象経費の8分の7といたします。ただし、平成28年11月1日～29年4月1日までの間に開設する施設・事業につきましては、その補助率を16分の15に上げております。

(4)費用負担は、図にお示ししたとおりになります。

項番3、スケジュールでございます。2月22日の区議会、子育て支援特別委員会に報告をし、この事業費につきましては、第1回定例会の補正予算をお願いしていきたいと考えてございます。補正予算の成立後に事業を開始いたしますが、適用は28年11月分からのものといたしてまいります。

報告は以上でございます。

続きまして、協議事項のウでございます。資料3でございます。根岸定期利用保育室の開設及び運営事業者の選定結果でございます。

項番1、事業目的でございます。パートタイム勤務や育児短時間勤務など、保護者の働き方に応じた保育需要に対応するため、保育所等において児童を一定程度継続的に保育することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図るものがございます。

項番2、名称・実施場所等については、(1)名称は、根岸定期利用保育室でございます。

(2)所在地につきましては、現在、台東区根岸五丁目の区有地で新築のため、今後、住所を取得する予定となっております。

(3)開設予定日は、本年4月1日でございます。

項番3、利用定員です。最も待機児童の多い年齢を受入れるため、平成29年度については表の年齢区分に応じた人数を上限として設定しております。現在行っている入園審査では、4・5歳の入園希望が少ないと想定されていることから、3歳児の受け入れ枠の拡大を行うことも検討しております。変更した場合には、改めて各委員にご報告させていただきたいと考えております。

平成30年度以降につきましては、直近の待機児童数、また保育所等への申請状況に応じて年齢別の定員を見直してまいります。

なお、0歳児の保育につきましては、育児休業制度の活用が可能でもあることから、当面の間、29年度につきましては、待機児童が集中する1歳児の受け入れ枠として確保してまいりたいと考えてございます。

項番4、対象児童です。次の要件を満たす全ての児童といたします。台東区在住で、集団保育が可能であること。(2)保護者が就業事由などにより家庭で保育をすることができないこと。(3)認可保育所等の入所申込みをしたが、入所に至らなかった者といたします。裏面をご覧ください。

項番5、開室日・時間でございます。開室日は月曜日～金曜日まででございます。

(2)保育時間は、区立の認可保育所と同等の午前7時半～午後6時半まで、その後の延長保育は午後7時半までといたします。

(3)利用期間は月を単位とし、4月から翌年3月までの最大12カ月といたします。

項番6、利用料及び延長利用料につきましては、1日11時間の保育をした場合の保育料と延長保育の利用料を表のとおりといたします。

また、今回はお示ししておりませんが、本施設がパート勤務等で保育時間が短い方も利用できることから、保育時間に合わせた利用料金設定を検討してまいります。決定いたしましたら、各委員にご報告をさせていただきます。

項番7、運営事業者でございます。優先交渉権者は、株式会社fesパートナーズでございます。

選定経過につきましては、資料のとおりで、応募事業者数は1者で、審査結果は81.1%の得点率でfesパートナーズに優先交渉権者として選定をいたしております。

選定委員はお示しのとおりでございます。

続いて、3ページをご覧ください。

項番8、申込方法でございます。(1)4月利用希望者につきましては、認可保育所等の利用調整による結果通知後、一定の申込期間を設けて受付を行います。各クラスで定員を超える申込があった場合は、抽選といたします。

(2)4月以外の利用希望者につきましては、先着順で予約を受け付け、空き状況に応じて案内をまいります。

(3)29年度の利用受付については次のとおりですが、日程の詳細については、今後、運営事業者との間で調整をまいります。

項番9、周知方法です。(1)4月の認可保育所等の入園ができない保護者につきましては、利用調整決定通知書の発送時に定期利用保育の利用案内を同封させていただきます。

それ以外の広報につきましては、公式ホームページやメールマガジン等で募集案内を掲出してまいります。

項番10、今後の予定です。2月中旬に利用調整決定通知書とチラシを対象者に発送した後、子育て支援特別委員会で内容について報告をまいります。

ご説明は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、まずは協議事項、児童保育課のアについて、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下教育長 次に、協議事項、児童保育課のイについて、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下教育長 次に、協議事項、児童保育課のウについて、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、児童保育課のアからウについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(2) 放課後対策担当 エオカキ

○矢下教育長 次に、放課後対策担当のエからキについて、放課後対策担当課長、説明をお願いします。

○放課後対策担当課長 それではまず、松が谷こどもクラブ・松が谷児童館の大規模改修期間中の運営についてご説明いたします。資料は4をご覧ください。

当該施設は、平成30年度に大規模改修の予定です。

項番1の工事期間は、平成30年7月～翌年3月までの9カ月間です。

項番2は工事期間中の運営です。居ながらの工事はできませんので、こどもクラブは北上野こどもクラブなど、近隣のこどもクラブでの受け入れを予定しております。

なお、松が谷こどもクラブといたしましては、平成30年度については休止の取り扱いとし、募集を行いません。児童館については事業を縮小し、近隣区有施設を活用してランドセル来館と幼児タイム等を実施いたします。

項番3の予算額（案）と、項番4の今後のスケジュールは資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

次に、こどもクラブ委託事業者の選定実施についてご説明いたします。資料は5をご覧ください。

項番1の事業者公募を行うこどもクラブでございます。児童館併設のこどもクラブ8カ所を除いた公設民営のこどもクラブ14カ所につきましては、平成27年度から順次公募による事業者選定を行っております。平成29年度は浅草橋、富士、金竜の3クラブの公募を行います。

項番2の今後のスケジュールでございますが、4月から公募を開始し、7月に審査、優先交渉権者である事業者を決めていく予定でございます。

説明は以上でございます。

次に、放課後子供教室モデル実施の検証についてご説明いたします。資料は6をご覧ください。

まず、項番1の現在の実施状況でございます。今年度から石浜小学校の余剰教室を活用いたしまして、放課後の全児童対策の新たな事業として、放課後子供教室モデル実施を行っているところでございます。

既存の事業としては、学校内でのこどもクラブがございますが、こどもクラブは定員設定がございますので、入会を希望しても入れないことがございます。また、千束小学校内では、こどもクラブとともにその学校の児童であれば誰でも参加ができ、定員がなく、無料の放課後子供教室を放課後子ども広場として一体的に実施しています。

こどもクラブについては、ほかのこどもクラブと同様に定員の関係で入会できないことが千束小学校についても言えることでございます。

石浜小学校でのモデル実施につきましては、A登録、B登録の二つのパターンを設けております。A登録は、学校に在籍する全児童を対象とし、無料で定員がなく、午後5時までの開設です。B登録は、学校に在籍する全児童のうちで、就労家庭の児童を対象としています。こどもクラブと同水準の保育内容、保育時間利用料としておりますが、定員の枠を設けないことが特徴になっております。

項番2は現状検証でございます。(1)が登録者数と延利用者数です。A登録、B登録、二つを合わせた登録数は147人で、全児童数の63%でございます。A登録の一日の利用者数は、

平均して51人となっております。これは千束小学校で平成20年に放課後子ども広場を開始したときの教室の利用者数と同水準でございます。また、B登録の一日の利用者数は平均して16人でございます。A登録の利用が高いという結果になってございます。

恐れ入ります、2ページをご覧ください。

(2)は、石浜小学校児童のこどもクラブ待機児童数でございます。平成27年度は全19校中で最も待機児童が多い11人でしたが、今年度は0人となりまして、モデル実施の目的に沿う結果となっております。

(3)は利用者満足度でございます。昨年の10月～11月にかけて、登録児童とその保護者にアンケートを行いました。「非常に満足」と「満足」とを合わせた数字は、児童では55%、保護者では54%で、いずれも過半数を超えております。

「満足」「不満足」の主な理由は資料のとおりでございます。

恐れ入ります、3ページをご覧ください。

(4)は経費面でございます。石浜小学校のモデル実施と、千束小の放課後子ども広場との経費比較を予算ベースで行いました。こどもクラブのほうが補助金が手厚いということもありまして、区の負担率は石浜小学校が事業費の約87%、千束小学校が約58%となっております。石浜小学校についてはB登録をこどもクラブに仮に転換したとしても、定員80人程度の設定が可能でございますので、今後のB登録の需要を見定めていきまして、こどもクラブへの転換という検討も行っていきたいと考えてございます。

恐れ入ります、4ページをご覧ください。

(5)は運営検討委員会でございます。モデル実施ということもございまして、毎月、運営検討委員会を開催いたしまして、運営の現況や課題を関係者で共有し、運営改善を図ってきているところでございます。検討委員会の経緯は資料のとおりでございます。

項番3の今後の課題でございます。利用者の増も今後見込まれますので、より安全な受け入れ体制を整えることや、より多くの児童が満足を感じるプログラムを取り入れていく必要があると考えております。今後も運営検討委員会での協議を踏まえまして、見直しを図ってまいります。

5ページ、項番4の今後のスケジュールは、資料のとおりでございます。

この件の説明は以上でございます。

次に、今後の放課後対策の方針策定についてご説明をいたします。

項番1の策定の主旨でございますが、共働き世帯の増加や学童クラブの対象年齢拡大への対応、国の放課後子ども総合プランへの対応などの課題が現在ございまして、全ての就学児童が放課後や夏休みなどに安全・安心に過ごせる居場所づくりを推進していく必要がございます。そのため、国や都の動向や、区民ニーズ、これまでの放課後対策事業の実施状況、石浜小学校でのモデル実施の検証などを踏まえ、今後の放課後対策の方針について、総合的に検討してまいります。

項番2の方針の位置付けは資料のとおりでございます。

項番3の今後のスケジュールでございますが、4月に検討委員会を設置し、10月に方針策定する予定でございます。

4件の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、まずは協議事項、放課後対策担当のエについて、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下教育長 次に、協議事項、放課後対策担当のオについて、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下教育長 次に、協議事項、放課後対策担当のカについて、何かご質問はございませんか。

○高森委員 石浜小学校の運営検討委員会についてですが、この委員会のメンバーになっていらっしゃる方々、特にコーディネーターやPTAの関係者の方々の、この会議に対する負担感のようなものについては、何かお耳に入っていますでしょうか。

○放課後対策担当課長 アンケートの結果のところにも書いておりますが、例えば、保護者様からしてみますと、勉強の習慣をつけるために、教室に来たときには最初に宿題をやらせてほしいという要望がありましたけれども、児童からしてみると教室に来て、いきなり勉強ということだとちょっとつまらないなというようなこともございます。

それから、教室ということでございますので、主体が児童の見守りということが主になりますので、どうしてもこどもクラブとの比較ということになりますと、見守りが、開始当初ということもありまして、少し足りないのではないかというような、そういったところがこの検討委員会では年度当初から課題があるということで、現在まで続いているところでございます。

○高森委員 運営検討委員会は毎月あるようですが、その辺りの負担感は、PTA会長などから聞こえてこないですかということなのですが。

○放課後対策担当課長 失礼いたしました。この石浜小学校の放課後子供教室のモデル実施につきましては、当初からPTAの関係の方々、学校の方々も非常に協力的でございますので、負担感を持っているというお話は聞いてはございません。

○高森委員 安心しました。

○樋口委員 運営検討委員会のスケジュールについてですが、7月に行われた利用料の徴収方法、学習方法等なのですが、これは4月にやるべき内容なのではないかと思いますが、特に学習方法は、策定しなければ運営ができないわけですので、途中で変えるというのはあまりよくないと思うのですが、その辺はいかがですか。

○放課後対策担当課長 モデル実施ということもございまして、当然、年度当初には、今、樋口委員がおっしゃったような利用料の徴収方法ですとか、学習プログラムも設定してございましたけれども、夏休みのところになった時点で、既存のものが子供たちや保護者に

とってどう受け止められているかという、そういう検討をしたというところでございます。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 次に、協議事項、放課後対策担当のキについて、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、放課後対策担当のエからキについては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(3) 生涯学習課 ク

○矢下教育長 次に、生涯学習課のクについて、生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長 それでは、「台東区生涯学習推進プラン」(最終案)につきましてご説明をさせていただきます。資料の8をご覧くださいと思います。

まず、項番1、パブリックコメントの実施結果でございます。本プラン中間のまとめにつきましては、資料に記載のとおりパブリックコメントを実施いたしまして、5名の方から13件のご意見をいただきました。いただいたご意見につきましては、別紙にまとめてございます。

恐れ入りますが、資料を1枚おめくりいただきまして、別紙資料をご覧くださいと思います。

まず、別紙資料の見方でございますが、左端から、番号、項目としてのパブリックコメントでいただいたご意見に該当する施策の目標、いただいたご意見の内容、それに対する考え方、プランを修正した場合の内容を記載してございます。

主なご意見をご説明させていただきます。

施設に関するご意見が、番号で申し上げますと、2番、5番、この資料裏面の8番、9番、10番の五つございました。利用できる施設や利用方法の充実などについてご意見をいただいております。今後はこのいただきましたご意見を参考といたしまして、今後の施設の運営方法などについてもより一層の検討をするとともに、施設の改修などの際にもこの意見の内容について反映できるように検討を進めていきたいと考えてございます。

また、ご意見の6番と7番をご覧くださいと思います。別紙資料の表面の6番と7番でございますが、こちらについては学習した成果を展示する場所についてのご意見をいただいております。こちらのご意見につきましても、参考にさせていただきます。既に社会教育館など各施設でも作品展示などを行ってございますが、その改善や展示をする機会の拡大、施設の拡大なども含めて、今後検討していきたいと考えております。

また、12番でございますが、「市民性の涵養（かんよう）」という文言がわかりづらいというご意見がございましたので、こちらはプランの本文中に語句の説明を入れるようにいたしました。

資料1枚目の表面にお戻りいただきたいと思えます。

項番2、台東区生涯学習推進プランの検討状況でございます。こちらにつきましては、中間のまとめに対して、プランの改定委員会などからいただいたご意見でございます。

最初に、丸ポチが四つ固まっておりますが、こちらにつきましては、今ご説明をさせていただきますパブリックコメントに対する改定委員会でのご意見となります。

先ほどご説明をさせていただきましたが、パブリックコメントの中で施設に関するご意見が多かったことから、改定委員会でもそれに対するさまざまなご意見をいただきました。この施設に関するご意見につきましては、先ほどご説明したとおり、今後、検討を進めていくものでございます。

また、その次の対象年齢が幅広いや社会環境等の変化、さらにその下の人口増などの対応につきましては、今回、改定をいたしますプランの中の課題の整理、14ページ以降でございますが、こちらのほうで取り上げをさせていただきます、施策目標の中で対応する形になってございます。

また、一番最後のポチでございますが、生涯学習を推進するため庁内での連携を進め、生涯学習課がその要であるべきとのご意見でございますが、庁内での連携につきましては、既に生涯学習の施策の庁内推進委員会という委員会を設置してございます。これまでもプランの計画事業の進捗管理やプランの改定などについての検討、また事業の調整なども行っております。今後もこの委員会を活用いたしまして、より一層の連携を図っていきたいと考えております。

恐れ入ります、資料1枚目の裏面をご覧くださいと思います。

項番の3番、「中間のまとめ」からの主な変更点でございます。今までいただきましたご意見などの検討を踏まえまして、最終的に変更した点をまとめたものでございます。

左のほうから、番号がございまして、項目、中間のまとめ、最終案、また該当するプランのページを記載してございます。

まず、主な変更点のご説明をさせていただきますが、1番の「花の心」の説明文でございますが、説明文に加えまして、花の心の宣言文のほうをつけたものでございます。

また、3番の時代の変化に応じて学べるようにという部分でございますが、学習の形について個人個人で異なるというご意見がございまして、それを受けまして、右側の最終案のほうにアンダーラインを引いてございますが、このような形で、「一人ひとりがみずから」という部分を含めた修正を行ったものでございます。

また、その下の4番でございますが、図書館の考え方につきましても、図書館の役割をもっと具体的にすべきというご意見をいただきましたので、資料に記載のとおりとしたものでございます。

これらをあわせまして、個別の事業につきましても庁内の各課と検討を進めまして、最終的な計画の事業数が、それまでの147事業から152事業に増えてございます。そのうち、新規にプランに掲載した事業は32事業となっております。

一番下の項番4、今後のスケジュールでございます。2月6日に政策会議にかけた後に、3月2日の区民文教委員会で報告した後、3月下旬には計画を改訂する予定でございます。

なお、お手元の資料別添に最終案の本体の冊子のほうをつけさせていただいてございます。

簡単ではございますが、ご説明は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○樋口委員 いろいろなご意見をいただいて、その内容についても理解はできるのですが、これが区民の代表的意見ということになると、もう少し数字とあわせて議論をするべきだろうと思います。

例えば、冊子の11ページ、カの「生涯学習の場所や形態について」ですけれども、一番多いのが「自宅での学習活動」で、その次に図書館などとなっておりますが、自宅が22.7%、図書館で18.2%となっていて、こうした状況なので図書館を充実すべきという意見が出た場合、果たして、ああそうだね、図書館を充実しようかという話になるでしょうか。やはり、この数字というのは非常に重要で、この数字に合わせて目標値はしっかり見据えて整備するものは整備するし、改正するものは改正するべきだと思います。

○生涯学習課長 ご意見ありがとうございます。今の11ページのカについてでございますが、「自宅での学習活動」は書籍なども含むということの中には、図書館も関連してございます。こうした区民の方のいろいろな声については、今後、区民に対しての意識調査ですとか、いろいろな形で意見を収集しながら、年度単位で、先ほど申し上げましたが、庁内の各課と連携をしながら、内容について必要があれば修正を加える、拡充をしながら進めていきたいと考えております。

○樋口委員 例えば、書籍を自宅で読むというのなら、ネットワークをつくれればよろしいわけで、例えば、おそらく、新宿区と早稲田大学は提携していて、自由に本の相互貸出協定を結んでいると思いますので、こうしたことをやれば、一応、区民の要望に応えることになります。

最終的に区として区民の目標値を、どのぐらいにもっていくかということをやらないと、何度も手を挙げた人が、野球グラウンドが欲しいというのなら野球グラウンドをつくるのかという話になるので、骨格がしっかりしていないと、区民の要望というものに関して全部受け入れるというわけにはいかないだろうと思うのですが。

○矢下教育長 今、樋口委員おっしゃっていただいたとおりで、パブリックコメントなどいろいろなご意見全てに答えとしてはお話できても、内容的にはやはり最後はやるやらないになります。

それから、図書館の話がでましたが、図書館長、何かありますか。

○中央図書館長 以前と違いまして、図書館へのご意見を多く頂戴するようになったのかなという、時代の流れといたしますか、そういったものを感じておりまして、ハード的な中身よりも、そういったご意見ももちろんあるのですが、図書館サービスのレファレンスの部分ですとか、そういったところの充実を求められる声も聞こえてきておりますので、その辺のサービスの充実について、どのように進めていくのかというところは今後の課題だと思っております。

○樋口委員 実は大学の学生はほとんど本を買わないという事態が起こっておりますが、では有名な本を揃えればいいのか、例えばハリー・ポッターの本を10冊、20冊並べるといふ話になると、図書館の機能とはなんなのかという話になってきます。

○矢下教育長 ハリー・ポッターのような人気のある本であっても、1巻あたりの冊数について基本的なルールがありましたよね。

○中央図書館長 そういうご予約の多い人気のある本については、やはり上限を現在設けているところではありますけれども、それでもご要望のさらに多い本というものがございまして、今、台東区では副本20冊という規程を設けております。ただ、それに関しても多いじゃないかというご意見も頂戴しておりまして、そのことについて現在検討しているところでございます。

○樋口委員 北区に視察に行ったときに、王子の図書館は全部デジタルで図書の保存をしております、いつ返却されるかなどすぐわかると聞いています。

そうしたシステムを入れて、いつ頃返却される予定ですので待ってくださいというのも一つの手だろうと思います。何月何日に返却されるので、そのときにお申し込みくださいという対応をすれば、一応トーンダウンをされることができると、図書館の責任者は説明してくれました。工夫次第でうまくやれることもあるので、いろいろお考えください。

○矢下教育長 そのほかよろしいですか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、生涯学習課のKについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(2) スポーツ振興課 ケ

○矢下教育長 次に、スポーツ振興課のケについて、スポーツ振興課長、説明をお願いします。

○スポーツ振興課長 それでは、「台東区スポーツ振興基本計画」(最終案)についてご説明いたします。資料は9でございます。

まず、項番の1、パブリックコメントの実施結果でございます。本計画中間のまとめに

つきましてパブリックコメントを実施し、16名の方から32件のご意見をいただきました。いただいたご意見の内容は、お手元の資料9、2枚おめくりいただいて、別紙をお開きください。こちら、左は番号、その右側はいただいた意見に対する計画最終案の該当箇所、意見の内容、それから区の考え方でございます。

主な意見をご説明いたします。

まず、1ページの4番でございます。基本目標1に関連して、児童・生徒には運動、得意・不得意があるのに画一的な運動をさせるのは問題があるというご意見をいただきました。

区の考え方としては、成長期に児童・生徒の体格差、体力差を前提にしつつ、苦手でも運動に親しめるよう個別の課題を設定したり、年齢の違う集団との交流を行うことで運動に親しむことができる子供たちを育ててまいりますとしております。

そのほか、2番から5番、次のページの9番など、子供の体力の向上に対しましての意見を多くいただきました。

続きまして、別紙の3ページ、15番をご覧ください。こちらは基本目標2の台東リバーサイドスポーツセンター屋外施設整備に関連し、陸上競技場の改修を行う際には、建物部分の対応種目を増やし、そこでさまざまな教室を実施すべきという意見をいただきました。

区の考えといたしましては、本計画では陸上競技場について、老朽化による改築をどう進めるかを検討しておりますが、魅力ある陸上競技場となるよう改築したいと計画しており、こういったご意見を踏まえ、来年度から本格的な検討を進めてまいりますとしております。

そのほか、14番から26番までがスポーツする場所や施設に関するご意見をいただいております。

続きまして、パブリックコメントの5ページをご覧ください。

こちらは、スポーツにより支えあう社会の実現、基本目標3のご意見として、29番でございます。障害者スポーツの実施の際には、障害のある方とない方が一緒にスポーツする機会を増やすべきとのご意見をいただきました。

区の考え方といたしましては、本計画において共生社会の位置づけを目指し、障害のある方とない方が共にスポーツに親しめる場所や、一緒にスポーツをする機会を拡充してまいりますとしています。

そのほか、基本目標3につきましても障害者スポーツの体制整備や団体との連携についてのご意見をいただいております。

恐れ入りますが、資料9にお戻りください。

こちらは主な意見でございます。パブリックコメントでいただいた主な意見でございます。資料に記載のとおり、計画最終案の各基本目標の施策別にまとめております。

次に項番2でございます。1枚おめくりいただきまして、台東区スポーツ振興基本計画の検討状況についてでございます。こちらの中間のまとめにつきまして、策定委員会や区民

文教委員会でいただいた意見でございます。

いただいた意見の内容については、資料に記載のとおりでございます。最初に記載されている「計画が達成されるよう区が関係団体の支援を継続してほしい」というご意見をいただきまして、このことにつきましては、本計画の中でスポーツを行う団体との連携をしたり、計画の推進に向けて、各スポーツ団体などと共有して適切に役割を分担しながら進めてまいりますとしております。

以下、「スポーツ医・科学の視点を入れてほしい」というご意見などがございまして、これらの意見を踏まえまして、新たな最終案に取り組んだもの、また、計画に位置づけているもののご説明を委員会等で行いました。

項番3でございます。中間のまとめからの主な変更でございます。

項目1でございます。こちらは「第4章 計画に位置付けられる事業」についてですが、中間のまとめでは「個別事業の現況、目標は未掲載」としておりましたが、最終案では現況値、目標値を記載しております。該当ページは39ページから82ページの個別事業でございます。

次に項目2の「スポーツを支える指導者の育成」についてですが、スポーツ医・科学に基づいた適切な指導・育成が必要であるとのご意見をいただき、それを受けて最終案では、スポーツ医・科学に基づき、年齢・体力等に応じた適切な指導をしていくということでリード文に追記をいたしました。該当ページは59ページでございます。

次に項目3と4は、基本目標2の重点施策であります、台東リバーサイドスポーツセンターの屋外施設整備の事業内容でございます。

中間のまとめでは、検討中となっていたところでございます。

項目3の陸上競技場の整備につきましては、陸上競技場の改築だけでなく、隣接する庭球場や駐車場についても一体的に捉え、スポーツ施設としての機能拡充を図り、隅田公園と調和のとれた施設の整備、また東京オリンピック・パラリンピック競技大会後のレガシーとして、区の将来を担う子供たちや区民のスポーツ振興につながるような施設として整備をまいりますとしました。資料記載のとおり、最終案ではアンダーラインのとおり追記をいたしました。

続きまして、項目4につきましては、中間のとりまとめでは、庭球場及び野球場の老朽化対策としていたところでございますが、最終案では、取組2は野球場の老朽化対策、事業名は、リバーサイドスポーツセンター野球場人工芝張替、事業概要を、野球場を快適に利用できるよう、人工芝の全面張替を実施し、グラウンドの老朽化を改善しますといたしました。

続きまして、資料3ページをご覧ください。

項目5につきましては、スポーツ医・科学の視点を区民へ情報提供することが必要ではというご意見をいただきまして、最終案では資料に記載のとおり、スポーツ医・科学に基づいた熱中症の予防や、効果的な身体の動かし方等の情報を提供しますといたしました。

続きまして、項目6でございます。こちら、公園に設置している健康遊具は、介護予防など区民の健康づくりの場としての効果があるので、そのことに触れてほしいとのご意見をいただきました。

それを受けて、資料記載のとおり、身近な運動場所の確保のリード文を、アンダーラインのとおりにいたしました。

最後に項目7でございます。こちらは中間のまとめではなかった事業でございますが、ランニング環境の整備についてもっと記載してほしいとのご意見をいただきまして、それを受けまして計画の中の基本目標2、施策4取組2のその他の施設の活用のところ、ランニング環境の整備の事業を追加いたしました。

事業内容は、隅田川沿い等のランニングコースにおいて、安全・安心にランニングができるよう河川管理者と連携し情報発信等を行い、区民が身近な場所で快適にランニングに取り組める環境を整備しますといたしました。

なお、本文のほうは事前に最終案として計画の冊子をお配りいたしましたので、該当箇所とあわせてご覧いただければと思います。

最後に、今後のスケジュールでございます。資料記載のとおり、3月2日の区民文教委員会に報告した後、3月下旬にスポーツ振興基本計画として策定をし、広報たいとう、ホームページ等、また関係機関へ配布して周知をしていきたいと思っております。

簡単でございますが、資料のご説明は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○高森委員 最終案の83ページの基本目標1のところ、「スポーツ・健康」から「ユニバーサルマナー」まで五つの領域について触れられています。これは生涯スポーツという枠組みの中ではこの五つの領域だと思うのですが、先日、オリパラの実践発表会が1月23日にあった際に、実はこの五つの領域のほかにもう一つ、学校教育では幼稚園部会というものが入っていましたが、それはここには入れなくてもいいという理解でよろしいでしょうか。

○指導課長 部会としては、幼稚園部会を立ち上げておりますが、取り組んでいる内容はこの五つの領域に応じて取り組んでおります。

○高森委員 もう一つ、11ページの「4 台東区のスポーツ環境」の(1)の中の「スポーツ教室や活動場所の提供」の「幼児運動教室」についてですが、幼児期特有の体の使い方を学ぶ教室と書いてありますが、「幼児期特有」という表現が果たして適切かどうか。体の使い方に幼児期特有ということがあるのかどうか。

実は、39ページを見ますともう少し表現が変わっておりまして、「特性に合わせた」という表現になっています。「特性に合わせた様々な身体の動かし方」というのと「特有の体の使い方」というのが、若干釣り合わないような気がいたします。幼児期だけにしかない特有な動きというような印象を与えかねないかなと思うのですが、この辺りはどのように解釈してよろしいでしょうか。

○スポーツ振興課長 今、委員ご指摘のとおり、特有というといろいろな誤解を生むかもしれませんので、39ページのほうと合わせて考えてまいります。

○矢下教育長 そのほかよろしいですか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、スポーツ振興課のケについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

〈日程第2 教育長報告〉

2 報告事項

(1) 庶務課 アイウ

○矢下教育長 次に、日程第2、教育長報告に入ります。

まず、報告事項を議題といたします。

事務局各課ごとに報告をお願いします。

はじめに、庶務課のアからウについて、庶務課長、報告をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、3件についてご報告いたします。

まずはじめに、資料10でございます。

平成29年度教育委員会・連合校園長会の日程でございます。

教育委員会の定例会につきましても月2回、連合校園長会に関しましては、役員会と全体会を月1回を基本にいたしまして、資料のとおりで割り振りをさせていただきました。

なお、出前教育委員会につきましては、6月15日、9月28日、11月7日、2月1日を予定させていただきます。

また、連合校園長会への教育委員の皆様の出席でございますが、4月13日、10月12日、1月4日を予定しておりますので、よろしくお申し上げます。

続きまして、資料11でございます。「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について、12月分でございます。

今回は、児童保育課の取扱分が2件、生涯学習課取扱分が4件、中央図書館取扱分が2件でございます。

まずはじめに、児童保育課の取扱分でございます。

ぽけっとランド浅草橋保育園の年長クラスにおきまして、中国語による読み聞かせの時間を設けていますが、まずは日本人として日本語を正しく学び、日本の習慣や文化を学んでもらいたいというご意見を頂戴いたしました。

次に、母子生活支援施設と併設しております、橋場こどもクラブについてですが、非常

に安心感があるので、あと1年間運営を延長していただけないかというご要望をいただきました。

2ページ目をご覧ください。生涯学習課の取扱分でございます。

まずはじめに、斉藤茂吉の歌碑についてですが、三筋保育園の園庭にあるようだが、正面からは見えないので、歌碑を動かすか、道路上に案内の表示を置いてもらえないかというご要望でございます。

残りの3件については、社会教育センター及び社会教育館等の指定管理者についてのご意見でございます。まずは、選定に当たって、利用者の声を聞くというような配慮をしてもらいたい。それから、現在行われている企画がとてもよいので、継続してその事業者と契約をしてほしい。また、指定管理者が変わることによってこれまでの事業がなくなったり、指定管理の職員と利用サークル等の人間関係などに変化が生じるということで、危惧をしているというご意見でございました。

続きまして、3ページでございますが、中央図書館分でございます。

図書館の蔵書目録の検索システムについて、このシステムの中にある図書館のトップページへのリンク先が古いものになっているので、新しいものに修正をしたほうが良いというご意見でございます。

もう1点は、貸し出しの作業につきまして、本を貸し出す直前に本の状態をチェックしているけれども、貸し出しの棚に置く際に状態をチェックして、実際の貸し出しの際には利用者を待たせることがないように業務改善をしていただきたいというご意見でございました。

次に、資料12をご覧ください。教育委員会の後援名義使用についてご説明をいたします。

今回は、生涯学習課の取扱分が1件で、台東区吟剣詩舞道連盟が、3月19日、浅草橋区民館で開催をいたします、「台東区墨田区全国吟詠コンクール大会」でございます。継続の案件でございます。

報告事項は以上でございます。よろしくお願いたします。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、まずは報告事項、庶務課のアについて、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下教育長 次に、報告事項、庶務課のイについて、何かご質問はございませんか。

○樋口委員 斉藤茂吉の歌碑については、移設の方向で考えているのですか。

○生涯学習課長 歌碑を動かすか、説明板のどちらかを移設できないかという要望でございますが、現在、説明板のほうを道路から見える場所に移すということを検討しているところでございます。

○垣内委員 放課後対策の橋場こどもクラブについてですが、ご質問の石浜小学校放課後子供教室が安心ではないというのは、具体的にはどのような理由でそのように感じているのでしょうか。

○放課後対策担当課長 先般、議会に出された陳情と同趣旨かと思えます。陳情には、玉姫こどもクラブのある地域ですとか、石浜の放課後子供教室の運営状況等があまり芳しくないというようなご意見でございましたけれども、それについては、安全対策もこの回答にあるようなことを行ってございますので、そうした対応をさせていただいているというところでございます。

○高森委員 児童保育課取扱分の中国語の読み聞かせの時間を設けているということについてですが、頻度としては週何時間ぐらい読み聞かせの時間に割いているのですか。

それから、日本人として日本語を正しく学び、日本の慣習や文化を学ぶ時間については設けていないのかどうか。その辺りのことについて教えてください。

○児童保育課長 まず、中国語の読み聞かせについてでございますが、あくまでも保護者の方がボランティアでしていただいております、課外的な要素でやっていらっしゃるということでございます。ですので、カリキュラムとして入っているものではございません。また、そのために時間を設定してはございません。

日本語について正しく学ぶ時間ということでございますが、当然、年長のクラスですと、字の読み・書きということはありませんけれども、会話ですとか、普通の日本語の読書ですとか、そういったものの読み聞かせ等も行っております。そのようなカリキュラム活動はしているところでございますが、特にそのために時間を設けるというような、授業形態は持っておりませんので、日常の活動の中でやっているというところでございます。

○高森委員 ということは、保育園での保育や教育に支障が出るようなことではないという理解でよろしいですか。

○児童保育課長 保育方針に基づいて保育は展開しておりますので、何ら問題はないかと思っております。児童保育課にいる保育指導に当たる保育士の係長が現場に行きまして、その確認をしてくれているところでございます。

○高森委員 そうであるならば、区長への手紙を書かれた方の特定はできないかもしれませんが、園としては誤解がないように、保護者や関係者にこの辺りのことをしっかり伝えていく必要があると思います。

○児童保育課長 今のご意見のとおり、ぼけっとランド浅草橋の保育園長につきましては、指導していきたいと思っております。

○矢下教育長 言葉以外にも、絵本など、いろいろな本を他のところで本当は読んでいるんですね、

○児童保育課長 国際理解ということがとても重要なファクターだと思っておりますので、絵本に限らず、国旗ですとか、給食といったものも配慮しております。この中の一環で、中国だけということではなく、広く触れ合えるような、そういうものを考えていきたいと思っております。

○垣内委員 これは英語やフランス語などもあるのですか。

○児童保育課長 外国語の絵本をそろえているという情報は、こちらではつかんではいな

いのですが、ボランティアの方は、例えば、日本の桃太郎のお話などを中国語で読んでくださる。そして、その音を楽しむという、そのような感じで体験を増やして下さっているということでしたので、必ずしも文化の理解のために中国の古い話をしようというような、細かい狙いを持った展開ではございません。

○樋口委員 私が持っている絵本は、我々が中学、高校で学んだ漢詩のようなものが出ていまして、船をこいで、湖を渡ったら柳があって、柳の下に魚がいてという話が絵でもわかるようになっていました。今、中国人の教養の中で非常に重視されている話でして、我々が、杜甫や李白を常識的に知っているように、そうした簡単な漢字が並んでいるものがあるのです。

それを読むと、何を言っているか絵でわかるので、ボランティアの方々が使うといいだろうと思いますが、それで中国語を教えようと思っている保護者の方がいるならば、それは大変残念なことですね。

○末廣委員 樋口委員のおっしゃることは確かにそうだと思いますが、一方で、ボランティアをやっていただきましょうというのどこまで認められることなのか。園が主体的に、これはいいことだと決めていることなのだと思いますが、例えば、英語やフランス語で教えたいという話が出た時に、どこまでやってもらえるのか。園の方針が、ある程度確立していないと、ボランティアだからどんどん認めるとするのは、特にこの保育園児の時期については、あまり良くないと思います。決して悪いことだとは思いませんが、全く無制限にやるというわけにもいかないでしょうね。

ですから、そういった基準をそれぞれの保育園がきちんと持っていればいいですが、やりたいという方が増えてきた時に、どうなっていくか、そのあたりが心配です。

○垣内委員 私自身は、国際感覚を養う上でいいことをしていただいていると思いますが、園の中でやるという中で、どういう形で説明ができるのか。国際的な活動をする中に、どのように位置づけていくのかということ、やはりきちんと説明ができないと、こういうご意見につながってしまうのかなと思います。

ですから、今はボランティアの方があまりいないので、これで済んでいるかと思いますが、今後少しずつ国際化をしたときに、どのようにして応えていくのか。

いずれにせよ、これはきちんとしたカリキュラムの外の話ですので、それは自由にやっていただいて、まさに豊かな環境を享受することができていて、良いことなのではないかと思いますが、こういうご意見があるということであれば、基礎・基本はきちんとやっているということ、十分に理解していただく必要があるかなという感じがしました。

○高森委員 今の先生方のお話を聞くと、この回答の内容は、あまり好ましくないかもしれません。幼稚園の保育内容に取り込んでいるような内容になってしまいます。保育指針に基づいてという形で回答してしまうと、保育上の保育士に基づいた取組みの一つとして捉えられるおそれがありますので、あくまでも活動自体はその外なんですよ、実際には。

○児童保育課長 資料の記載は、内容をかいつまんで文字を少なくしておりますが、ご本

人からのお手紙につきましては、そういった外国語の活動をやめてほしいという強いご希望があったので、そういった全体を否定するというのではなく、保育指針の中にも国籍や文化の違いを認め合うという感覚を行うものがあるということをお伝えしたいという考えからでございます。

○高森委員 参考までにとということですね。

○児童保育課長 はい。回答文は、このような形で書かせていただき、ご理解をお願いしたという回答になってございます。

○高森委員 できるだけ誤解がないようにお答えしたほうがいいかなと思います。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

○矢下教育長 次に、報告事項、庶務課のウについて、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、庶務課のアからウについては、報告どおり了承願います。

(2) 庶務課(事務局副参事) エ

○矢下教育長 次に、庶務課事務局副参事のエについて、事務局副参事、報告をお願いします。

○事務局副参事 それでは、蔵前小学校改築の進捗状況につきまして、ご報告をいたします。資料は13をご覧ください。

はじめに項番1、実施設計でございます。(1)の計画概要につきましては、資料に記載のとおりでございます

(2)(3)の配置計画その他につきましては、2枚目以降にA3の資料をつけてございますので、こちらを使ってご説明をさせていただきます。

A3資料の1枚目の外観のパスをご覧ください。今回、敷地の北東側から見た形で、新校舎の外観のパスをこのように作製いたしました。手前が正面入り口で、北側になりますけれども、現在とほぼ同じ場所の昇降口を予定しておりますが、ここに蔵前の地名の由来にもなりました倉の屋根の連なるイメージでデザインを施しまして、蔵前らしさを表現しながら建てていきたいということでございます。

お手数ですが、その裏面をご覧ください。こちらが配置計画になります。もともとあった校舎よりもやや北側寄りに校舎を建てる計画になってございます。敷地を最大限に活用しまして、南側にはプール、それからプレイロットの整備をしております。

次に、2枚目のほうを見ていただきたいのですが、1階の平面計画及び2階の平面計画となっております。こちらの各フロアの平面計画でございますが、昨年2月に教育委員会でご報告をさせていただいた基本設計のときと基本的に考え方は変わってございません。大きな変更はございませんので、配置のほうは進めてまいりました。

1階には給食の調理室、放課後対策に要するスペース、メディアセンター、家庭科室、

それから会議室といったところを用意してございます。

右側の2階でございますが、職員室、校長室といった管理諸室と、それから特別支援学級の教室、南側には普通教室を並べて配置してございます。

その裏面をご覧ください。3階と4階の平面計画になります。3階と4階につきましては、北側の中央部分に体育館が入る形になってございます。この両サイドに音楽室その他の特別教室や体育器具庫、それから3階・4階ともに南側には2階同様、普通教室を並べて配置してまいります。

A3の3枚目のほうをご覧ください。こちらに5階とR階の平面計画がございまして、5階となっておりますが、こちらが実質、屋上になります。こちらに校庭を整備いたします。100メートルのトラックと50メートルの直線コースを用意していく予定でございまして。

R階となっておりますが、こちらは屋上の校庭の南側の部分に機械室その他を設ける関係で、図面上このような表記になってございます。

A3の最後の面でございますが、こちらをご覧くださいと、立面計画、それからエコスクール計画ということで表記をさせていただいてございます。立面計画につきましては、外観について、周囲のまちなみとの調和を図るために色調は落ちついたものにしていきたいというところの設計と、それから、各4方向から見た立面図。先ほどの外観のパーツとあわせてご覧いただければと思いますが、このような形で予定をしてございます。

また、資料右上にエコスクール計画としてまとめてございまして、今回は環境に配慮したいろいろな設備を入れていきたいということで、LED照明や太陽光発電パネル、地中熱の利用等を行ってまいります。

簡単ですが、設計についての説明は以上でございまして、恐れ入りますが、1枚目のA4の資料のほうにお戻りいただきたいと思っております。

項番2、解体工事でございます。(2)に進捗状況を書かせていただいておりますが、昨年の9月から本格的に解体のほうは進めておりまして、現在、旧校舎は地上部分は完全になくなった形になってございます。この後、2月以降、地中埋設基礎の解体等に入っていきますので、今そちらへの着工の準備ということで作業を進めているところでございまして、予定どおり順調に進んでございます。

それから、項番3の予算額でございますが、平成29年度に計上する予算といたしまして、18億5,197万7,000円。解体工事の29年度支払分と改築工事につきましては、16億2,000万円ほどを計上させていただいております。

最後に項番4、今後の予定でございますが、本件につきまして、3月2日の区民文教委員会にご報告させていただいた後、4月に入りましてから改築工事の契約手続のほうに入っております。順調に入札等決まりましたら、今年の7月から新校舎の工事のほうに着手いたしまして、平成31年1月中の竣工・供用開始を目指して努力してまいります。

簡単ではございますが、以上でございまして、よろしく願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○高森委員 A3版の3ページ目にあります、2枚目の表面ですけれども、読書コーナーのイメージの写真がある上に、「寝転がって本を読めるコーナー」という表現があるのですが、この表現は必要でしょうか。

○事務局副参事 子供たちが、より本に親しむように、またメディアセンターのような形の設計なのですが、柔軟な使い方ができるということで、このような表現をしているところでございます。

○矢下教育長 今の話は、説明はわかりますが、高森委員が言ってくれたのはそういうことではなくて、心配をして言ってくれているのです。いろいろな使い道があるというのであれば、寝転ぶという表現は違うことを想像してしまうので、そこは改善をしてください。

○事務局副参事 表現は、文言を改めて考えさせていただきます。

○樋口委員 トイレは全て様式にするのですか。

○事務局副参事 基本的にトイレは全て様式で整備していく予定でございます。

○樋口委員 水の循環はどうなのですか。

○事務局副参事 トイレにつきましては、先ほどエコスクール計画のところでも少し触れましたが、雨水利用を検討してございますので、その辺りの水の節水というのでしょうか、その辺のところについても工夫はしていきたいと考えております。

○高森委員 以前、教育委員会の中で、前議長がヘリサインを提案しているとおっしゃっていたと思うのですが、そのことについては、特に検討はされていませんか。

○事務局副参事 今回は、パースのほうに落とし切れていなくて大変失礼いたしました。先ほどの配置計画のほうの方がわかりやすいかと思いますが、平面計画のところには、屋上にヘリサインを設けていく予定でございます。こちらは通常の規定どおり、4メートル角ぐらいで1文字を書いていくという形で、実際に工事の段階で書き込んでいってしまう予定で考えております。

○高森委員 着陸できるスペースはあるのですか。

○事務局副参事 それはないです。ヘリポートではなくて、あくまでもサインということでございます。

○矢下教育長 よろしいですか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、庶務課事務局副参事のエについては、報告どおり了承いたします。

(3) 学務課 オ

○矢下教育長 次に、学務課のオについて、学務課長、報告をお願いします。

○学務課長 それでは、平成28年度小児生活習慣病予防健診の実施結果について、ご報告をいたします。資料14をご覧ください。

小児生活習慣病予防健診につきましては、平成20年度から実施しておりまして、本年度

で9回目となります。

項番1、健診の目的は、資料記載のとおりでございます。

項番2、対象者につきましては、主に小学校4年生及び中学校1年生の健診希望者でございます。

項番3、健診場所は、地域の協力医療機関64カ所で、項番4の健診期間は記載のとおりでございます。

項番5、健診項目につきましては、生活習慣調査、身長、体重、腹囲、血圧、血液検査となっております。

項番6、判定の方法でございますが、項番5の健診項目を資料にお示しをしている①～⑥に分類した上で、要医療から正常までの5段階で総合判定を行います。

資料2ページをご覧ください。

項番7、判定後の指導は、資料の表のとおりでございますが、要医療及び要経過観察と判定された場合は、次年度も健診受診対象者としております。

項番8、健診結果でございます。

まず、(1)の受診者数及び受診率でございますが、表の太枠が今年度の結果でございます。小学校4年生は31.7%の児童が受診し、前年比2.2ポイントの減、中学校1年生は22.6%の生徒が受診し、前年比1ポイントの増でございました。全体では28%の児童・生徒が受診し、前年比0.6ポイントの減でございました。

3ページをご覧ください。3ページの下表でございます。(2)総合判定でございます。

まず、小学校4年生ですが、全体といたしまして、「管理不要」「正常」の割合の合計が46.7%に対し、「要指導」以上の合計が53.3%となっており、対象児童は毎年異なっておりますが、過去3年間で見ると、要指導以上の割合が増加する傾向にございます。

4ページをご覧ください。

中学校1年生につきましては、「管理不要」「正常」の割合の合計が50.9%に対し、「要指導」以上の合計が49.1%となっており、こちらも生徒は異なりますが、昨年度よりも要指導以上の割合が増加しております。

次に項番9、前年度、前々年度で「要医療」または「要経過観察」の判定を受けた児童・生徒の状況でございます。

(1)の受信状況でございますが、要医療の判定を受けた児童・生徒の合計25名中9名、受診率36%。

次の5ページの一番上の表をご覧ください。要経過観察の判定を受けた児童・生徒の合計36名中17名、47.2%の受診率でございました。

(2)総合判定の小学生でございますが、「要医療」「要経過観察」の判定を受け、本年度受診した児童のうち、判定が改善した者は19名中12名、63.2%の改善率となっております。その下の表、中学生では、7名中判定が改善した生徒は1名、改善率14.3%でございました。

6ページをご覧ください。

項番10は、小学校4年生時に受診した児童が、本年度、中学校1年生で受診した生徒の結果でございます。

(1)の受診者数は77名で、小学校4年生時に受診した児童の29.1%が本年度受診をしていることとなります。

次に、(2)の総合判定の表をご覧ください。25年度の判定から改善した生徒は、合計18名、割合としては3割となっております。

項番11は、健診の際に行う自己チェックリストで、3項目以上のチェックがついた児童・生徒に受診勧奨を行っておりますが、その受診割合でございます。3項目以上該当した小学校4年生の受診率は63.8%で前年比3%の減、中学校1年生が53.6%で前年比9.2%の増でございました。

7ページをご覧ください。

項番12、今後の対応でございます。例年どおりの対応にはなっておりますが、資料のとおり、健診の周知、パンフレットの配布、養護教諭等に対する研修などを実施してまいりたいと考えております。

以降のページにつきましては、参考資料としておつけしておりますので、後ほどご確認いただければと存じます。

長くなりましたが、報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○樋口委員 受診率が非常に低いですね。義務教育課程においては見過ごせないことだと思うので、ぜひとも受診率を上げるようにされたほうがいいかなと思いますが、いかがでしょうか。

○学務課長 この健診につきましては、法定で決まっている健診ではございませんので、本区独自に実施している健診でございます。

恐れ入りますが、6ページ、項番11をご覧くださいいただければと思います。児童・生徒が全員受けるのが望ましいということはもちろんでございますけれども、なるべく健診の精度を上げるという意味でも、自己チェックリストを活用して、そのチェックに三つ以上該当した児童・生徒については、特に受診の勧奨をさせていただいて、受診をしていただくという取組みをこれまで続けておまして、これを見ますと、チェックのついた5割から6割の児童・生徒については受診をしています。

こちらは一応、行政計画の事業になっておまして、目標は75%に設定をしておりますので、それに向けてさらに努力をしていきたい、そのように考えているところでございます。

○高森委員 一番最後の別紙3についてですが、これを見ますと各学校ごとの受診率が出ているのですが、非常に高い学校と低い学校がありますけれども、その差がある理由は何か。

例えば、東泉小学校は73%以上ということで、児童に対する受診率が非常に高いですけども、どのような工夫、取り組みをされてこれだけ高い受診率を上げているのか。もしそれがわかれば、ほかの学校もそれを参考にできるのかなという気はするのですが。何か情報を聞いてもらっちゃるでしょうか。

○学務課長 まず、特に注意をしなければいけないのは、全ての学校に均一に受診が必要な児童・生徒がいるか、いないかというところは正直なかなかこの辺を評価するのは難しいだろうというところは、まず前提としてございます。

その中で、やはり受診率というのは、実際にお申し込みをされた後に実際に病院に行っていた児童の数の割合でございますので、今、委員ご指摘のあったこちらの東泉小学校は87%、田原小学校では90%という高い受診率を出しておりますが、この辺の取り組みの周知についても今後いろいろ聴取をいたしまして、各学校にも周知していきたいと考えております。

○樋口委員 別紙2は、大人の生活習慣病のチェックリストではないですか。家族に糖尿病の人がいるかというのは、小学生ぐらいだとあまりわからないのではないのでしょうか。家族の定義もどこまでか考える必要があると思います。これは医者の方の指導によって、このチェック項目を考えているのですか。

○学務課長 委員ご指摘のとおり、両医師会、それから、この生活習慣病の専門医がございまして、両医師会と教育委員会とその専門医を含めた打合会を例年行っておりますが、その中でこのチェックリストについては作成をさせていただいているところでございます。

○樋口委員 その家族というのは、同居以外でも対象になることがありますよね。それから、一般的に遠くに住んでいる祖父母というのは、対象にはならないと思いますが、一緒に住んでいれば、対象になりますよね。データの定義が固定していないように感じます。

○学務課長 基本的には、児童・生徒が家族と一緒にこれをチェックするという形になりますので、確かに厳密に何世帯まで含めるのかとか、その辺については申し訳ありません。私も把握していないのですが、一般的な傾向としては、本区の場合ですと、おじいちゃん、おばあちゃんまで同居されている方も結構いらっしゃいますので、そういった方も入るのかなとは考えております。

○樋口委員 一番、私が問題にしたいのは4番目の項目で、「自分は少し太りすぎみだと思う」という項目ですが、小学生や中学生がわかるのかなという気がして、これをチェックするかしないかですが、見えを張ればチェックしないこともあるかもしれませんね。もっと子供らしい質問を考えたほうが良いと思いますが。

○垣内委員 項目に「お菓子をよく食べる」というのがありますが、よく食べるとはどのくらいなのかということとか、朝ご飯を食べないことが多いというのは週に何回かとか、その辺はどうなのか。

この自己チェックはとてもいいのですが、実際に自分でつけようと思ったときに迷うので、先生が指導されているのかどうかというのが1点。

それから、この健診は無料だと思いますし、地域の医療機関、近いところのお医者さんに行けばいいだけですけれども、何が理由であまり行かないのか。自分は太っていないと考えているからそうなるのか。

それから、この結果ですね。実は、小学校でも中学校でも危ない人がいるという結果をどういう形でフィードバックしているのかということが気になりまして、もし親御さんがこういう状況を情報として把握すれば、より健診を受けようというインセンティブになるのではないだろうかという気がいたしまして、この結果をどのように使って情報周知をされているのか。以上3点をお聞きしたいと思います。

○学務課長 まず、この健診の目的は、児童・生徒に生活習慣ということにしっかり目を向けてもらうというのが大きな目的の一つになってございます。

このチェック項目が、朝食を食べない、何回以上食べないと食べないことが多いということになって、それより食べる機会が多ければいいのかという話にも、またなりかねないのかなど。やはり、生活習慣というのは、何回朝ご飯を食べればいいというものではないと思いますし、その辺の児童・生徒の意識づけというところで、自分がどのように普段、自分の生活習慣を考えているかというところのきっかけとして、このチェックをやってもらえればいいのかと、まず考えております。

それから、どのような指導をしているかというところでございますが、やはり、3点、特にチェックが入った児童・生徒については、主に養護教諭になりますけれども、養護教諭のほうから受診の勧奨をさせていただいております。

それから、当然こういう健診が行われるということにつきましては、全保護者に対して通知を出させていただいた上で、ぜひ受診をということで呼びかけを行っているところでございます。

また、各医療機関で受診した結果につきましては、保護者のところに当然その判定の結果も含めてお届をさせていただいて、必要であれば、医療機関等を受診してほしい。あるいは、養護教諭、栄養職員の指導を受けてほしいというようなご案内をさせていただいているところでございます。

○末廣委員 3、4ページのところにあるのですが、肥満傾向の児童・生徒の割合が全体的に小学生も中学生も減っていますね。

ところが総合判定になると、小学生の要医療が少し減っていますが、ほかは結構増えている。この傾向については、どのように捉えていますか。

○学務課長 まず、受けている児童・生徒が同じ児童・生徒ではないということでございますので、その年度その年度でやはり、若干傾向にばらつきが出るというのはございます。

全体として、その肥満傾向が減っているというのは喜ばしいことではあろうとは思っておりますが、残念ながら、総合判定のほうは先ほどご説明の中でも申し上げたとおり、要指導以上の判定が増えているという状況にございます。やはり、その辺をどのように捉えるかというところでございますが、その辺の生活習慣というのがその世代世代でだんだ

ん変わってきているのかもしれませんが、まだその傾向までは正直つかみ切れていない。

実際、過去9回やった中でも、前年は非常に悪かった、翌年の世代は非常によかったとか、その辺の世代間で違いが出てまいる場合もございますので、なかなかこの辺、傾向として確かに要指導以上は増えてはいるのですが、当然その要指導が増えていることに対して、しっかり生活習慣の見直しをということと呼びかけていかなければいけない。そういう状況にあることは間違いないだろうと思っております。

○末廣委員 言うまでもないことですが、対象になった子供はいち早く治療を受けさせるというのは、義務教育課程において、この教育委員会でも責任のあることですが、これを何%がいいというなんてことは絶対ないとは思いますが、とにかく受診率が大体3割強でこれだけいるということは、教育委員会としても深刻に捉えていく必要があると思っております。

受診者は、みんなとにかく要ないしは注意までもゼロにする努力をして、モデルをつかって、こういう生活習慣をすれば、この子供たちが将来生活するのに大きな病気にならないように今のうちから注意しようというところでも、いい教育だと思いますので、ぜひとも力を入れて、ここをゼロにもっていく努力をしていただければと思います。

○学務課長 今、委員ご指摘のとおり、特に要医療、要経過観察の判定を受けた児童・生徒については、翌年も受診するように指導はしておりますが、残念ながら受診率が思わしくないところが正直ございます。

特に、やはり要医療と判定された児童・生徒については、必ず受診するように、その辺につきまして特に重点的に次回以降は取り組んでいきたいと考えております。

○末廣委員 そのことは保護者が本当に認識しないと、子供自身の問題ではないと思うんですよね。保護者に呼びかけるというのは必要だと思います。

○矢下教育長 ほかによろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、学務課のオについては、報告どおり了承を願います。

(4) 指導課 カ

○矢下教育長 次に、指導課のカについて、指導課長、報告をお願いします。

○指導課長 それでは、資料15をご覧ください。台東区優秀教員・優秀団体奨励についてです。

項番1、本奨励制度の目的は、教育活動の充実や広く台東区の教育の振興発展などへの功績をたたえるものでございます。

項番2、概要についてです。優秀教員は、A、教育活動実践部門と、B、地域・部活動等部門の2部門の推薦区分がございます。また、A、教育活動実践部門については、教員経験年数に応じてステージⅠからⅣといったキャリアプランのステージに分けて推薦を受けております。

推薦から決定までの流れは(2)のとおりでございます。

今年度の奨励対象者及び団体につきましては、4名の優秀教員と、一つの団体となっております。

表彰者の概要につきましては、項番3をご覧ください。

上野小学校、藤本章子主任教諭は、音楽専科として卓越した指導力を発揮するとともに、学校の経営に主体的に参画し、オリンピックマーチの作成など、東京藝術大学との連携を中心となって推進しています。

根岸小学校、若林廣美指導教諭は、社会科の指導教諭であり、東京都の研究院、開発院、大学院での長期研究を通し自己の専門性を高め、校内はもとより区内の研究の充実に貢献しています。本年度は根岸小学校が、アクティブ・ラーニングについて研究発表を行っておりますが、この研究でも研究主任としてその成果をまとめ上げました。

東浅草小学校、菊池えり子主任養護教諭は、特別支援コーディネーターとして担任やスクールカウンセラーと緊密な連携を果たし、不登校児童や登校しぶりの児童、家庭に対し適切な対応をしております。また、東浅草小学校は、平成24、25年度と2年続けて、日本学校歯科保健優良校会長賞の表彰を受け、今年度も全国健康づくり推進優良校の表彰を受けています。また、平成29、30年度には、日本学校歯科医師会の健康づくり推進校としての指定を受ける予定でございます。

御徒町台東中学校、谷坂龍蔵主任教諭については、本校の都の言語活動推進校の指定を26年度より3年間受けておりますが、この研究の中心的存在として力量を発揮しております。また、生活指導にきめ細かく取り組み、課題のある生徒とも信頼関係を築き、学級指導のみならず、学校全体の落ちついた環境の確立に尽力しています。顧問するバレー部を本年度は新人戦で区内優勝にも導いております。

また、優秀団体につきましては、台東区立保育園・こども園の研究プロジェクトチームを表彰いたします。保育園・こども園、12園の代表者が毎月集まり、2年間の研究を進めてまいりました。

研究の内容は、1歳児の発達段階の特徴である噛みつきについて、理由や状況、改善策等を考察し、物的環境と人的環境から噛みつき防止の工夫や、防止策を提案し、全園での実践を充実しました。昨年6月には、東京都保育研究大会で本研究の成果を発表し、参会者からも研究の模範となる報告であるとの好評をいただいております。

奨励を受けた教員や団体につきましては、毎年3月に指導課にて発行している指導課だよりで紹介を行い、区内全教職員に周知をいたします。

奨励式・表彰式につきましては、3月14日の定例教育委員会終了後、ここ教育委員会室において、午後3時30分より執り行う予定でございます。

ご多用とは存じますが、教育委員の皆様にもご臨席を賜りますようお願い申し上げます。説明につきましては以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、指導課カについては、報告どおり了承を願います。

(5) 教育支援館 キ

○矢下教育長 次に、教育支援館のキについて、教育支援館長、報告をお願いします。

○教育支援館長 では、私からは、今年度の新規事業、スクールソーシャルワーカーの活動状況について、ご報告いたします。

まず、スクールソーシャルワーカーとは、項番1にございますけれども、スクールソーシャルワーカーは、子供を取り巻く環境への働きかけや関係諸機関等とのネットワークの構築などの支援方法を用いて、問題解決を図っていく人材でございます。スクールカウンセラーが子供の心理に着目するのに対して、スクールソーシャルワーカーは環境に着目するとご理解ください。

項番2、主な活動内容ですが、1学期は全ての学校園を訪問し、気になる子供の状況についての聞き取りを行いました。

(2)の個別対応ですが、個別対応する場合は、当該の子供が要保護児童か、あるいはそうでないかで大きく二つに分かれます。

要保護児童とは、例えば、虐待や保護者の養育困難により台東区要保護児童支援ネットワークにおいて、今後、関係機関で情報を共有し、見守りが必要とされた子供のことを指しますが、この要保護児童の場合は、子ども家庭支援センターが既にさまざまな関わりを持っておりまして、子ども家庭支援センターの意向を尊重した上で対応しております。

逆に、要保護児童でない場合は、指導課あるいは学校園で把握している情報をもとに方針を立てて対応しております。

関係機関との連携につきましては、定例で定められております要保護児童支援ネットワークの会議や、必要なときに随時開催される学校園を会場としたケース会議に参加するほか、保護課との連携を推進するための会議にも参加しております。

また、民間の放課後等デイサービスや、子育て・若者支援課の紹介によるNPO法人との連携もしております。さらに、学校が保護者対象に開催する、学校保健委員会というものがあるのですが、その講師としても今年度出席をいたしております。

個別の対応について、細かな状況につきましては申し上げることは控えますが、項番3で対応に関するデータにつきましてご報告いたします。なお、データは昨年12月末段階でございます。

対応件数ですけれども、スクールソーシャルワーカーが情報を入手した件数が232件。そのうち介入した、すなわち個別の対応した件数は44件でした。44件中スクールソーシャルワーカーの介入を依頼してきた機関、つまり依頼元は学校園が1番で、88.6%でした。また、44件中要保護児童の占める割合は45.5%、生活保護受給世帯が27.3%、就学援助の

受給世帯が18.2%です。

なお、ここでカウントした就学援助受給世帯の18.2%には、生活保護も受けている場合は除いておりますので、この27.3%と18.2%、二つを合計した45.5%が生活保護かあるいは就学援助か、何らかの援助を受けている世帯ということになります。

次に44件中スクールソーシャルワーカーが個別の対応上接見した対象、この割合は子供本人が最も多く47.7%。次に保護者となっております。

裏面にまいります。

44件について、子供を取り巻く環境の課題を分析いたしました。なお、まだスクールソーシャルワーカーの活動についての分析の前例というのがあまりありませんので、ここにある項目につきましては、台東区独自として取り上げたものをご理解ください。

1番は、保護者の養育能力として65.9%、以下、保護者が他者や他機関との関係を良好に保てない。そして、保護者の精神的な安定、親子関係と続きました。

ここで、この表の見方について補足説明をいたしますが、今の3行目、保護者の精神的な安定、それから親子関係、この二つの間には点がございませけれども、これはそれぞれの課題がともに38.6%で同率だったとご理解ください。同じ課題ということではございません。

また、一つのケースについて課題は複数ある場合が多く、多いケースでこの中の九つに該当している、そんなケースもありました。

次に、そのような環境の中の子供自身の課題ですけれども、発達上の課題、これが59.1%、精神的な安定が50.0%、同じく不定期な登校であったり、登校しぶりであったり、ひきこもりなどの不登校傾向が50.0%と続きました。

これらの課題への対応として、スクールソーシャルワーカーが連携した先としては、子ども家庭支援センターが63.6%と最も多く、次いでスクールカウンセラー、養護教諭と続きました。

項番5の成果と今後の課題でまとめましたけれども、成果では3点目、約7割のケースについて何らかの進展が見られたことが挙げられます。

課題といたしましては、2点目の、より一層、台東区内のサービスや資源を把握するということが挙げられます。特に、区内の各課ではNPO法人を把握していることがあるため、それらについては各課との風通しをよくしながら、豊富な情報を引き出しとして持って、スクールソーシャルワーカーの活動の質を上げてまいりたいと思います。

以上です。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○高森委員 項番2の(3)のNPO法人主催の子ども食堂というのは、具体的にどのような活動で、どんな実態があるのでしょうか。

○教育支援館長 子ども食堂自体はもう大分一般的になってきて、いろいろな区・市でありますけれども、このケースは子供に食事を与えることが環境上若干困難なご家庭のこと

で、NPO法人が主催しているその場所に連れていくと、子供は無料で食事が提供されると、そういう場でございまして、毎日ではないのですが、月に何回かありますので、そちらの紹介をしたという、そんなケースでございます。

○高森委員 実際利用者があるわけですね。

○教育支援館長 はい。利用につながりました。

○垣内委員 2点お尋ねします。項番3の(1)の対応件数で、情報を入手した件数のうち介入した件数が6分の1ぐらいでしょうか。この介入しなかった部分については、どういう形で判断されて、スクールソーシャルワーカー以外のどういう手当てをされたのかというのが1点。

それから、その後の(5)の以下の課題については、介入した件数44件の課題というように理解してよろしいのかどうか。以上2点について教えてください。

○教育支援館長 まず、1点目ですけれども、232件は学校に行って聞き取りをした件数でございます。介入した件数は、学校園もしくは子ども家庭支援センター、つまり介入を依頼してきた場合に介入をしております。すなわち、スクールソーシャルワーカーにどうしてもこれは入ってもらいたいというものが44件。

では、それ以外のケースについてはということになるのですが、既に、例えば子ども家庭支援センターが関わっていた、あるいは、スクールカウンセラーと保護者が既につながっていたり、危ない状況だけれども今何とかできていますよというようにご理解いただければと思います。

それから2点目ですけれども、委員ご指摘のとおり、この環境の課題等については、44件についての分析でございます。

○末廣委員 相当SSWが機能してきていると思うのですが、この結果を学校側はどのように反応してますか。

○教育支援館長 成果に、7割のケースについて進展があったと申し上げましたけれども、確かに学校としても、この部分については親御さんと関わりがしやすくなったとか、こういうところで子供の安全の確認ができるようになったというところでは、一定の評価を受けているところでございます。

ただ、一部の学校園の管理職の先生からは、もう少しスクールソーシャルワーカーがどんどん動いていくと思っていたというご理解をされている管理職の先生もいらっしゃいます。

なお、今、後者のほうにつきましては、若干スクールソーシャルワーカーの業務に対する理解が十分じゃないところがありますので、いやスクールソーシャルワーカーというのはネットワークをつくったり、あるいは助言をしていったりする、そういうところが本来業務ですよということをご理解いただいているところでございます。

○末廣委員 ソーシャルワーカーに、学校側はそれ以上のことを望んでいたということですか。

○教育支援館長 例えはの例ですけれども、学校に過度な要求をする保護者の方をうまく説得して、おさめてくれるのではないのかなというのを期待されていた学校さんもいらっしゃいました。

○矢下教育長 ほかによろしいですか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、教育支援館のキについては、報告どおり了承を願います。

3 その他

○矢下教育長 その他、何かございますでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 以上をもって本日予定された議事日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後4時16分 閉会